

不動産IDに使用する番号について

各事業者・団体へのヒア結果や、**不動産IDとして求められる性質等**を踏まえ、**不動産ID**については、**不動産登記簿の不動産番号**を用いることとしてはどうか。

[各事業者・団体へのヒア結果]

- 各事業者・団体等にヒアリングを行ったところ、以下のような回答があった。
 - ・**民間主体がルールを決めるとビジネス上のメリットの視点が入ってきてしまうため、中立性や永続性**といった観点から、**誰もが納得できるルールを決められるのは国**だと考えている。**運営費等を考えると、不動産IDのルールだけを国主導で決めるのも現実的**ではないか。
 - ・**登記簿の不動産番号は最も公的・基本的な情報**であり、これを不動産IDとして使用することは、**国が管理・発番している番号**ということで**安心感がある**。
 - ・**不動産番号は、一意で揺らぎのない番号**という意味で**大きなメリット**がある。
- 一方、不動産登記簿の不動産番号を使用することについては、**新築分譲マンション等の未登記物件への対応はどうするのか**といった論点や、**登記情報の取得コスト負担に係る懸念**が示された。

[不動産IDに求められる性質等からの検討]

- 不動産IDの主目的は、取引市場に出ている不動産に関する情報の連携・蓄積を促進する上で課題となる名寄せの問題を解消することであり、最も重要なことは、**紛れなく不動産を識別(特定)可能な文字列**であること。また、全国に広く遍く存在する不動産を対象に**広く付番されていること**や、**各事業者等が統一的に利用できること**、紐付いている所在情報等の**真正性**、**最新の情報に更新**されていることも重要である。
- 加えて、**全国の不動産を網羅するデータベースとして、既に不動産登記のシステムが存在**するところ、**新たに同様のデータベースを整備**する場合、**二重投資**となってしまうという点にも留意が必要

以上を総合的に踏まえ、不動産IDとして**不動産登記簿の不動産番号を使用**することとし、各課題については個別に検討・対応することとしてはどうか。

- IDの内容に関するルールについて ⇒ 資料6
- IDの利用拡大に向けた方策について ⇒ 資料7